

巻頭言

生活保護の動向と課題



厚生省社会・援護局保護課長

松尾 武昌

生活保護行政を担当して十カ月が過ぎた。その間、生活保護行政に携わる様々な方々から貴重なご意見をお聞きしたり、福祉事務所や社会福祉施設など第一線で活躍されている方々からも直接お話を伺うこともできた。生活保護制度は国民生活の最後のよりどころとなる重要な施策であり、わが国の社会保障制度の根幹をなすものである。したがってその制度の内容も、国民生活のあらゆる場面に対応できるようにきめ細かな仕組みとなっている。第一線で、援護を必要とする方々に直接接しておられるケースワーカー等の皆さんは、生活保護制度の内容は勿論、関係する老人福祉や障害者福祉等の各福祉制度にも精通され、まさに国民生活の最後の支えとして活躍されており、心から感謝申し上げます。

近年、わが国の福祉の議論が官民を通じて老人福祉や障害者福祉に集中しており、生活保護制度はその間にあつて話題になることも少なく、ややもすると批判的な面だけを取り上げられているのは残念である。しかし、最近の保護動向を見ると、「被保護人員八万三千人」、「被保護世帯五万七千世帯」（平成五年十一月現在）のうち高齢者世帯が四一・一％、傷病・障害者世帯が四二・四％と、いわゆる要援護世帯が多くを占めており、現在注目の老人福祉や障害者

福祉と極めて密接な関係があるといえる。その中でも独り暮らしの高齢者が増加していることを考えると、今後の生活保護制度の運営に当たっては個別のケースの状態に対応したきめ細かな適切な処遇が必要となる。また、今や国民的課題として取り組まれている高齢者対策の今後の進展にも大いに注目しておく必要がある。

平成六年度を迎え、新年度の生活保護制度実施方針や留意点を全国の部局長会議や課長会議等を通じてお示ししたところである。この中でも要援護世帯への対応について、「生活保護制度としてのきめ細かな処遇に配慮することは勿論、関連する各種の他法他施策を積極的に活用して、地域社会の一員として生活できるよう援助していくケースワーク機能の充実が大事なことである」との考えから、生活実態の的確な把握、他法他施策の活用、関係機関との連携の充実強化、ケースワーク技術の向上など、今後積極的に取り組んでいただきたい事項について関係者にお願いをしたところである。

最近福祉の第一線である福祉事務所においても職員との人事交流や新人職員の配置が多くなり、初めて福祉関係の事務に携わるような方がケースを担当することめずらしくなく、ベテランの担当者が常にケースを担当しているという訳にはいかなかった。このような状況は人事管理等その組織全体の問題であり、直ちに解決される問題ではないという理解が必要である。職員の資質の向上のための研修の充実が必要不可欠であろうし、人事異動に当たっては、ベテラン職員と初任者を組み合わせる等人事上の配慮も必要なことと思う。また、研修等を通じた査察指導機能の充実のための対応も重要だと考えている。

今後、社会保障制度が高齢社会の到来等を目前にし、制度安定のため国民的課題としてその対応に努力しているとき、生活保護制度は国民生活の最後の支えとして、その責務もますます重要となると感じている。

集 平成六年度の生活保護 特

厚生省社会・援護局保護課

第50次生活保護基準の改定

平成六年度の生活保護基準の改定概要は表1のとおりであるが、この改定の考え方について以下説明することとした。

一 生活扶助基準

(1) 基準改定率について

平成六年度の生活扶助基準の改定は、従来同様、当該年度的一般国民の消費動向を総合的に勘案して改定する、いわゆる「水準均衡方式」により行った。具体的には、予算編成時に発表される平成六年度の経済運営に当たっての政府の

基本的態度表明である「政府経済見通し」における「民間最終消費支出」の伸び率を基礎として、前年度までの一般国民の消費水準との調整を行い、標準三人世帯の改定率を一・六％としたものである。なお、この水準均衡方式は、昭和五十八年十二月の中央社会福祉

審議会の見解に基づいて、家計調査の所得階級別消費水準を詳細に分析した結果、現在の生活扶助基準は、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当である。」との評価がなされたことにより、昭和五十

九年度の基準改定から、それまでの格差縮小方式に替えて採用しているものである。

(注) 民間最終消費支出とは、主に、毎日の家計における「もの」や「サービス」を購入するための支出の総計（ただし、土地・住宅の購入等は含まない）を意味する国民経済計算上の概念であり、国民総支出の構成要素の一つである。

(2) 世帯人員別基準について

家計の弾力性に乏しい少人数世

帯の特性や世帯人員別の消費構造の差異を勘案し、少人数世帯については標準三人世帯を上回る改定率とする一方、多人数世帯はこれを抑制する措置を講じた。

(3) 高齢者の第一類基準の級地間格差の是正について

七十歳以上一類基準額については、高齢者の消費実態等に着眼して、平成元年度より据え置いていたところであるが、概ね妥当な水準に達していないことから、今後はいわゆる枝級地間の格差が四・五％等差となるよう、計画的に是正を図ることとした。

表2 平成6年度生活扶助基準(月額)
標準3人世帯(33歳男・29歳女・4歳子)

級地区分	格差	平成5年度	平成6年度	改定率
1級地-1	100.0	153,265円	155,717円	1.6%
1級地-2	95.5	146,368	148,710	
2級地-1	91.0	139,471	141,702	
2級地-2	86.5	132,574	134,695	
3級地-1	82.0	125,677	127,688	
3級地-2	77.5	118,780	120,681	

(4) 加算等の改定について
老齢・母子・障害者加算等の各種加算については、一般的な生活上分以外の特別の需要に対応するものであることから、従来より、消費者物価の動向を勘案し改定を行ってきたところであるが、平成6年度においても同様の考え方により改定を行った。また、入院・入所者の老齢加算等の三加算

(2) 教育扶助基準
教育扶助基準については、教育費に係る経費の支出額及びこれらの消費者物価の上昇率等を勘案して所要の改善を行った。
なお、この基準額の他に、学校給食費、通学交通費、教材費等については、必要な実費が別途支給

二 その他の扶助基準について
(1) 住宅扶助基準
住宅扶助のうち、家賃・間代等については一般基準で賄えないような場合、別途各都道府県・指定都市別に設定された特別基準が適用できることとなっているが、平成6年度においてもこの限度額について所要の改善を行った。
また、住宅維持費については、補修のための材料費や労賃の動向等を踏まえ改定を行った。

については、中央社会福祉審議会の意見具申を踏まえ、施設機能及び施設における処遇水準の向上等を総合的に勘案し、従来と同様、在宅者の加算との均衡を図る観点から据え置くこととした。

されることとなっている。
(3) 生業扶助基準
生業扶助基準のうち技能修得費については、消費者物価の上昇率等を総合的に勘案し改善を行った。

(4) その他
出産扶助、葬祭扶助基準の各扶助については、これらの扶助の性格を踏まえ、それぞれの実態料金の状況等を総合的に勘案し改善を行った。
また、各種勤労控除についても所要の改善を行い、被保護世帯の勤労意欲の助長を図ることとした。具体的には、①基礎控除における控除限度額の引き上げをはじめ、収入の少ない就労者についてもさらに勤労意欲の増進が図られるよう、②金額未滿に対応する控除額についても引き上げを行った。なお、基礎控除における金額控除とする額の引き上げにともない、③少額かつ不安定な就労による収入で収入として認定しない限度額についても八千円に引き上げることとした。

また、各種勤労控除についても所要の改善を行い、被保護世帯の勤労意欲の助長を図ることとした。具体的には、①基礎控除における控除限度額の引き上げをはじめ、収入の少ない就労者についてもさらに勤労意欲の増進が図られるよう、②金額未滿に対応する控除額についても引き上げを行った。なお、基礎控除における金額控除とする額の引き上げにともない、③少額かつ不安定な就労による収入で収入として認定しない限度額についても八千円に引き上げることとした。

表3 最低生活保障水準(月額)の具体的事例

1. 標準3人世帯【33歳男、29歳女、4歳子】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	168,717円	161,710円	154,702円	147,695円	135,688円	128,681円
生活扶助	155,717	148,710	141,702	134,695	127,688	120,681
第1類	103,560	98,900	94,250	89,570	84,920	80,260
第2類	52,157	49,810	47,452	45,125	42,768	40,421
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

(注) 1. 第2類は、冬季加算(Ⅵ区額×5/12)を含む。以下同じ。

2. 就労収入のある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されるため、現実に消費し得る水準としては、生活保障の基準額に控除額を加えた水準となります。

表1 平成6年度生活保護基準改定の概要 (1級地-1)

	第49次 (5年4月1日)	第50次 (6年4月1日)	備考
1 生活扶助基準 居宅(1類+2類) 標準3人世帯	153,265	155,717	(標準3人世帯-33歳男、 29歳女、4歳子)
期末一時扶助費(居宅)	13,540	13,740	
【加算等】 妊産婦加算(妊娠6ヵ月以上)	13,230	13,420	
老齢加算 70歳以上 (居宅) (入院・入所)	17,140 14,780	17,380 14,780	
母子加算 (居宅) (入院・入所)	22,280 19,230	22,590 19,230	
障害者加算 障害等級1・2級 (居宅) (入院・入所) 重度障害者他人介護料	25,710 22,160 67,350	26,070 22,160 68,700	
在宅患者加算	12,740	12,920	
人工栄養費	11,440	11,600	
入院患者日用品費	22,200以内	22,510以内	
入学準備金 小学校 中学校	36,900以内 42,800以内	37,700以内 43,800以内	
2 住宅扶助基準 家賃間代等 住宅維持費	13,000以内 年額110,000以内	13,000以内 年額113,000以内	
3 教育扶助基準 小学校 中学校	2,010 3,890	2,040 3,970	
4 出産扶助基準 居宅 施設	141,000以内 125,000以内 +入院料	171,000以内 125,000以内 +入院料	
5 生業扶助基準 生業費 技能修得費 就職支度費	40,000以内 51,000以内 30,000以内	40,000以内 53,000以内 30,000以内	
6 葬祭扶助基準	142,000以内	149,000以内	大人の基準額
7 勤労控除 基礎控除 上限額 下限額 不安定就労控除 特別控除 新規就労控除 未成年者控除	31,680 6,000 6,000 年額144,000以内 9,400 11,200	32,160 8,000 8,000 年額146,200以内 10,100 11,200	控除限度額 収入の全額を控除する限度額

2. 夫婦2人世帯【35歳男、30歳女、9歳子（小学生）、4歳子】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	210,743円	201,937円	193,137円	184,311円	170,515円	161,715円
生活扶助第1種類	195,703	186,897	178,097	169,271	160,475	151,675
生活扶助第2種類	138,870	132,620	126,380	120,110	113,870	107,630
教育扶助	56,833	54,277	51,717	49,161	46,605	44,045
住宅扶助	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

3. 老人2人世帯【72歳男、67歳女】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	143,610円	139,469円	132,364円	128,263円	116,133円	112,062円
生活扶助第1種類	113,230	109,089	103,034	98,933	92,853	88,782
生活扶助第2種類	66,300	64,270	60,330	58,340	54,370	52,410
老齢加算	46,930	44,819	42,704	40,593	38,483	36,372
住宅扶助	17,380	17,380	16,330	16,330	15,280	15,280
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

4. 老人1人世帯【70歳女】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	103,893円	101,539円	96,221円	93,907円	83,563円	81,284円
生活扶助第1種類	73,513	71,159	66,891	64,577	60,283	58,004
生活扶助第2種類	31,330	30,870	28,510	28,090	25,690	25,310
老齢加算	42,183	40,289	38,381	36,487	34,593	32,694
住宅扶助	17,380	17,380	16,330	16,330	15,280	15,280
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

5. 母子3人世帯【30歳女、9歳子（小学生）、4歳子】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	191,738円	184,881円	176,578円	169,710円	156,367円	149,509円
生活扶助第1種類	152,308	145,451	138,608	131,740	124,897	118,039
生活扶助第2種類	100,150	95,640	91,140	86,620	82,120	77,620
母子加算	52,158	49,811	47,468	45,120	42,777	40,419
教育扶助	24,390	24,390	22,930	22,930	21,430	21,430
住宅扶助	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

6. 重度障害者を含む2人世帯【65歳女、25歳男（重度障害者）】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	184,320円	178,899円	171,894円	166,463円	154,513円	149,082円
生活扶助第1種類	120,620	115,199	109,764	104,333	98,913	93,482
生活扶助第2種類	73,690	70,380	67,060	63,740	60,430	57,110
障害者加算	46,930	44,819	42,704	40,593	38,483	36,372
重度障害者加算	26,070	26,070	24,500	24,500	22,970	22,970
重度障害者家族介護料	13,390	13,390	13,390	13,390	13,390	13,390
住宅扶助	11,240	11,240	11,240	11,240	11,240	11,240
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

三 最低生活保障水準

被保護世帯に保障される最低生活保障水準は、被保護世帯の家族構成、世帯員の年齢、居住地等により千差万別であるが、いくつかの世帯を想定して平成六年度の最低生活保障水準を例示すると表3のとおりである。

なお、ここで示す額は、一般的な基準について計上したものであり、このほかに必要に応じて、学校給食費の実費、通学のための交通費等が加算されること、及び家

実施要領の改正

第50次生活保障基準の改正とともに、保護の実施要領の一部改正が行われ、平成六年四月一日から適用されることとなった。

改正の概要は次のとおりである。

一 施設入所者に係る出身世帯の生計中心者の交替による世帯分離の見直し

世帯分離により局第1-2-1(8)

賃等が例示されている金額以下の場合には、その実額が適用されること等に留意する必要がある。また、就労収入のある場合には、収入に応じた控除額が実質的に手元に残ることになり、したがって、現実に消費し得る水準は控除額を含めた水準となる。控除額の目安として一例を上げると、一級地で就労収入が十二万二千七百五十円（東京都最低賃金日額（四千九百十円）の二十五日分に相当）の場合で、二万四千六百六十円が収入から控除される。

解説

従来、課長問答第1の10において世帯分離により入院中の者のみを相当長期間保護している場合であつて、世帯分離後の出身世帯の生計中心者が交替したこと等により、社会通念上同一世帯として認定することが適当でない場合には、別世帯とみなして差し支えない取扱いとされているところである。

一方、局第1の2の(8)に掲げる施設（救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、精神薄弱者援護施設、重度身体障害者更生援護施設、重度身体障害者授産施設、身体障害者療護施設）入所者については、施設において生活需要のほとんどがまかなわれていること、

長期的な入所が見込まれていること、等から実態的には、出身世帯と別世帯を構成するような状況にあることから、施設入所者又は出身世帯の自立更生を図る観点より、「同一世帯として認定することが適当でない場合」として、世帯分離を認めているところである。

世帯分離は、同一世帯として取

扱うことにより最低生活の保障に欠けるとか、被保護者の自立を損うと認められるような場合に擬制的に行われる措置であることから、世帯分離を行うに当たっては、まず、世帯の状況を十分に調査し、世帯分離を行うことが各々の要件の趣旨から真に必要なものであるか否か、自立助長等の観点から、その世帯分離の効果が十分期待できるものであるか否か、更には、当該世帯の状況や地域の生活実態からみて、一般世帯との均衡上問題が生じることがないか等について十分検討を行う必要がある。

また、これらの世帯分離要件は、分離中において常に満たされているなければならないものであり、年一回は世帯分離の継続の妥当性について検討を行う必要がある。

今回の実施要領改正は、こうした世帯分離の見直しを行った結果、被保護者が施設入所により長期間世帯分離されているケースについても、長期的に入院している者と同様に、社会通念上同一世帯として認定することが適当でない場合もみられることから、局第1の2

の(8)に掲げる施設の入所者であつて課第1の10の答に掲げる要件に該当する者については、別世帯とみなして取り扱うことができる旨課長問答を改正するものである。

二 教育扶助の金額改正

災害時等の学用品費の再支給基準額については、文部省が行っている就学奨励補助の改定に準じて、小学校の場合一万三百円を一万五百円に、中学校の場合二万二百円を二万六千円にそれぞれ引き上げたこと。(局第6-3-6)

① 世帯分離後、入院入所期間がおおむね5年以上にわたつており、今後も引き続き入院入所が長期間におよぶこと

② 世帯分離されている者に対し、出身世帯員のいずれもが生活保持義務関係にないこと

③ 世帯分離後出身世帯の生計中心者が交替していること

次に、別世帯とみなした場合の実施責任と費用負担の取扱いについては、入院の場合と同様、今回の措置はあくまで行政として「別世帯とみなす」取扱いをするものであり、これにより他の実施機関、特に施設所在地の実施機関にその責任が集中するようなことは当然避けなければならないことから、引き続き、従前の実施機関が実施責任(居住地保護の例による)を負うものであると留意されたい。

三 出産扶助の特別基準

出産扶助の特別基準十四万六千円を二十万五千円に引き上げたこと。(局第6-6-1)、(2)

〈解説〉

分娩介助料等の費用については、医療保険給付の対象とはならず自由診療であるため、その額も地域、施設により大きな差が生じている状況にあるが、現実の出産に支障の生じないよう年々基準の改善を図ってきた。

平成六年度においても、出産費用の実態に対応させるため一般基

準額の引上げを行うとともに、出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分娩することができなくなった場合等真にやむを得ない事情により、一般基準によりがたい場合の特別基準額についても、分娩介助料等出産費用の実態を考慮して所要の改善を行ったものである。

四 技能修得費の特別基準

技能修得費の特別基準支給限度額について、八万六千円から八万九千円に引き上げたこと。(局第6-7-1)(2)ウ及び課第4の40)

五 福祉的給付金等に係る収入認定除外額の引上げ

福祉的給付金等について収入認定しない限度額六千円(月額)を八千円に引き上げたこと。(次第7-3-1)(1)エ、次第7-3-1(2)エー、(イ)、次第7-3-1(3)ケ、課第6の19、課第6の45)

〈解説〉

心身障害者、老人等社会的ハンディキャップを負っている者の福祉を図るため地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給するいわゆる福祉的給付金については、地域住民の社会的ハンディキャップを負っている者に対する感謝激励の意思を表明するという性格を表している面もあることから、その目的に照らして妥当な限度において、収入として認定しない取扱いをしてきたところである。

最近における社会・経済情勢の動向、地方公共団体における福祉的給付金等の増額傾向等を勘案し、収入認定しない限度額を六千円から八千円に引き上げるものである。

これに伴い、次第7-3-1(1)エのその他不安定な就労による収入、次第7-3-1(2)エのその他の収入の(イ)及び課第6の19についてもそれぞれ六千円を八千円に引き上げるものである。

医療扶助の運営

一 医療扶助の状況

最近の医療扶助の動向をみると、医療扶助人員は平成五年十月現在約六十五万八千人で、被保護人員約八十八万一千人の七四・七%となつている。(表1参照)

また、予算額をみると、平成六年度の医療扶助費は約五千九百十二億円となつており、保護費負担金約一兆六十五億円の五八・七%を占めている。

このように、生活保護制度に占める医療扶助の割合は大きく、医療扶助の運営が制度全体に大きな影響を与えているといつても過言ではなく、医療扶助の適正運営は重要な課題である。

二 医療扶助運営要領の改正

今回の医療扶助運営要領の改正の概要は次のとおりである。

(1) 治療材料の支給範囲の拡大

医療扶助運営要領第3-6-1(3)治療材料給付方針及び治療材料費の中の「松葉杖」を「歩行補助つえ」と改正したものである。

医療扶助における治療材料の給付に当たっては、原則として、国民健康保険の療養費の支給対象の例にならつて給付しているが、それに加えて、治療等の一環として真に必要ながあると認められる場合には、義肢、松葉杖、装具、眼鏡等についても、限定列挙の上、給付しているところである。その中で、従来、歩行補助つえについては、原則として、松葉杖のみを給付対象としてきたところであり、被保護者が松葉杖以外の歩行補助つえを必要とする場合には、都道府県知事等による特別基準の設定により対応していたが、平成六年度から、歩行補助つえについては実施機関限りで給付できる取扱いとした。これにより、新たに、つえ、カナディアンクラッチ、ロフ

ストランドクラッチ、多点杖が給付対象となった。

次に、実施機関において、歩行補助つえの給付を行う場合に留意すべき事項は、次のとおりである。

第一は、当該被保護者が、身体障害者福祉法に基づき、歩行補助つえの給付を受けられるかどうかの確認である。生活保護法は他法優先であり、身体障害者福祉法から給付を受けられる場合には、医療扶助の対象にはならない。

したがって、被保護者から歩行補助つえについての給付申請があつた場合には、身体障害者福祉法による給付の可否について確認し、身体障害者福祉法に基づく給付が可能であれば、身体障害者福祉法の補装具の申請を行つていただくこととなる。

第二は、被保護者が治療等の一環として真に歩行補助つえを必要とするか否かの確認である。歩行補助つえの給付申請があつた場合には、他の治療材料と同じく、指定医療機関において給付についての要否を求めた上で、実施機関が、治療等の一環として真に歩行補助

つえを必要とするか認められた場合に限り、歩行補助つえを給付する取扱いとなる。

第三は、歩行補助つえの基本構造である。今回、給付対象に追加されるつえ、カナディアンクラッチ、ロフストランドクラッチ、多点杖の材質等の基本構造については、身体障害者福祉法の補装具の基準の例にならうものである。

第四は、歩行補助つえに係る費用である。歩行補助つえにかかる費用は、身体障害者福祉法の規定に基づく補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準又は児童福祉法の規定に基づく補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準の別表に定める額の100分の101・8に相当する額以内の額である。

(2) 指定申請書の記載内容の簡素化

医療機関が生活保護法による指定を受けようとする場合には、厚生大臣、都道府県知事又は指定都市市長に対して指定申請書を提出することとされているが、今般、

表3 入院・入院外別医療扶助人員の年次推移

		入 院				入 院 外			
		計	精 神	結 核	その他	計	精 神	結 核	その他
実 数	40年度	148,921	64,517	16,876	67,528	467,365	7,265	31,656	428,444
	45 "	191,103	95,459	9,900	85,744	510,680	12,168	23,500	475,012
	50 "	196,932	111,961	6,532	78,439	588,153	19,275	18,792	550,086
	55 "	197,418	116,595	4,058	76,766	658,827	29,285	12,891	616,650
	60 "	191,439	109,278	82,161		718,142	43,332		674,809
	61 "	171,114	94,861	76,253		697,142	44,707		652,435
	62 "	156,211	84,179	72,033		676,242	47,115		629,127
	63 "	147,532	78,343	69,189		640,337	48,219		592,118
	元 "	140,815	73,976	66,840		612,141	49,036		563,105
	2 "	133,105	70,032	63,073		578,163	49,588		528,576
	3 "	129,057	67,999	61,058		551,678	50,777		500,901
	4 "	125,049	65,916	59,133		537,106	52,205		484,901
	5年10月	122,105	64,879	57,226		535,880	55,197		480,683
指 数	40年度	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	45 "	128.3	148.0	58.7	127.0	109.3	167.5	74.2	110.9
	50 "	132.2	173.5	38.7	116.2	125.8	265.3	59.4	128.4
	55 "	132.6	180.7	24.0	113.7	141.0	403.1	40.7	143.9
	60 "	128.6	169.4	97.3		153.7	596.5		146.7
	61 "	114.9	147.0	90.3		149.2	615.4		141.8
	62 "	104.9	130.5	85.3		144.7	648.5		136.7
	63 "	99.1	121.4	82.0		137.0	663.7		128.7
	元 "	94.6	114.6	79.2		131.0	675.0		122.4
	2 "	89.4	108.5	74.7		123.7	682.7		114.9
	3 "	86.7	105.4	72.3		118.0	698.9		108.9
	4 "	84.0	102.2	70.1		114.9	718.6		105.4
	5年10月	82.0	100.6	67.8		114.7	759.8		104.5
構 成 比 (%)	40年度	100.0	43.3	11.3	45.3	100.0	1.6	6.8	91.7
	45 "	100.0	50.0	5.2	44.9	100.0	2.4	4.6	93.0
	50 "	100.0	56.9	3.3	39.8	100.0	3.3	3.2	93.5
	55 "	100.0	59.1	2.0	38.9	100.0	4.4	2.0	93.6
	60 "	100.0	57.1	42.9		100.0	6.0		94.0
	61 "	100.0	55.4	44.6		100.0	6.4		93.6
	62 "	100.0	53.9	46.1		100.0	7.0		93.0
	63 "	100.0	53.1	46.9		100.0	7.5		92.5
	元 "	100.0	52.5	47.5		100.0	8.0		92.0
	2 "	100.0	52.6	47.4		100.0	8.6		91.4
	3 "	100.0	52.7	47.3		100.0	9.2		90.8
	4 "	100.0	52.7	47.3		100.0	9.7		90.3
	5年10月	100.0	53.1	46.9		100.0	10.3		89.7

資 料：厚生省報告例

表1 被保護人員・医療扶助人員の年次推移

	実 数				指 数				医 療 扶助率 B/A
	被 保 護 実人員A	医 療 扶 助 人 員			被 保 護 実人員A'	医 療 扶 助 人 員			
		総 数 B	入 院 C	入院外D		総 数 B'	入 院 C'	入院外D'	
	人	人	人	人					%
50 年度	1,349,230	785,084	196,932	588,153	100.0	100.0	100.0	100.0	58.2
51 "	1,358,316	793,458	195,876	597,582	100.7	101.1	99.5	101.6	58.4
52 "	1,393,128	818,654	199,390	619,264	103.3	104.3	101.2	105.3	58.8
53 "	1,428,261	846,814	200,949	645,865	105.9	107.9	102.0	109.8	59.3
54 "	1,430,488	854,509	199,270	655,240	106.0	108.8	101.2	111.4	59.7
55 "	1,426,984	856,245	197,418	658,827	105.8	109.1	100.2	112.0	60.0
56 "	1,439,226	870,019	197,148	672,871	106.7	110.8	100.1	114.4	60.5
57 "	1,457,383	885,051	196,451	688,599	108.0	112.7	99.8	117.1	60.7
58 "	1,468,245	897,102	196,580	700,522	108.8	114.3	99.8	119.1	61.1
59 "	1,469,457	911,788	196,181	715,607	108.9	116.1	99.6	121.7	62.0
60 "	1,431,117	909,581	191,439	718,142	106.1	115.9	97.2	122.1	63.6
61 "	1,348,163	868,256	171,114	697,142	99.9	110.6	86.9	118.5	64.4
62 "	1,266,126	832,453	156,211	676,242	93.8	106.0	79.3	115.0	65.7
63 "	1,176,258	787,869	147,532	640,337	87.2	100.4	74.9	108.9	67.0
元 "	1,099,520	752,956	140,815	612,141	81.5	95.9	71.5	104.1	68.5
2 "	1,014,842	711,268	133,105	578,163	75.2	90.6	67.6	98.3	70.2
3 "	946,374	680,735	129,057	551,678	70.1	86.7	65.5	93.8	71.9
4 "	898,499	662,155	125,049	537,106	66.6	84.3	63.5	91.3	73.7
5年10月	880,982	657,985	122,105	535,880	65.3	83.8	62.0	91.1	74.7

資料：厚生省報告例

表2 被保護世帯・医療扶助世帯の年次推移

		実 数		指 数		B/A
		被保護世帯A	医療扶助世帯B	被保護世帯A'	医療扶助世帯B'	
50年度		707,514世帯	573,513世帯	100.0	100.0	81.1%
51 "		709,613	576,329	100.3	100.5	81.2
52 "		723,587	590,809	102.3	103.0	81.7
53 "		739,244	607,510	104.5	105.9	82.2
54 "		744,841	612,682	105.3	106.8	82.3
55 "		746,997	615,147	105.6	107.3	82.3
56 "		756,726	624,703	107.0	108.9	82.6
57 "		770,388	638,413	108.9	111.3	82.9
58 "		782,265	649,718	110.6	113.3	83.1
59 "		789,602	658,903	111.6	114.9	83.4
60 "		780,507	652,262	110.3	113.7	83.6
61 "		746,355	625,760	105.5	109.1	83.8
62 "		713,825	603,848	100.9	105.3	84.6
63 "		681,018	578,635	96.3	100.9	85.0
元 "		654,915	558,197	92.6	97.3	85.2
2 "		623,755	534,031	88.2	93.1	85.6
3 "		600,697	519,157	84.9	90.5	86.4
4 "		585,972	510,216	83.6	89.0	87.1
5年10月		585,431	511,816	83.6	89.2	87.4

資料：厚生省報告例

この申請書の記載内容の簡素化を図ることとしている。

平成五年十月二十七日付臨時行政改革推進審議会最終答申及び平成六年二月十五日に閣議決定された行革大綱において、「生活保護法に基づく医療機関の指定申請書について、記載内容の簡素化を図るとともに、記載が必要な事項については、省令で明確に定める。」とされていることを踏まえたものである。

具体的には、医療扶助運営要領2-1-1(6)において定められている指定申請書(様式第3号)のうち医師の保険医登録番号、年齢、従業員及び管理者の住所の項目の欄を削除することとしており、また、簡素化された指定申請書の様式については省令で定める予定である。

なお、改正後当分の間は、従来の様式の用紙を取り繕って使用して、差し支えないこととする予定である。

三 医療扶助の適正な運営

医療扶助の運営は、生活保護制度全体に大きな影響を与えており、実施機関においては、従来から行われているレセプト点検や指定医療機関への指導検査等について、今後とも、なお、一層の充実強化を図っていく必要がある。



集

特

平成六年度の生活保護、

社会福祉(社会福祉施設 福祉手当)指導監査方針

厚生省社会・援護局監査指導課

生活保護指導監査方針等について

生活保護法施行事務監査については、昭和三十五年四月七日社発第二二〇号厚生省社会・援護局長通知において、監査要綱及び監査の実施要領が定められているところであるが、今般、従前の関係通知を整理統合し、新たに平成六年三月三日社援監第三十六号厚生省社会・援護局長通知により実施することとし、平成六年四月一日から施行することとしたので、了知の上、その実施について特段の配慮をお願いする。

なお、この通知の実施に伴い、

「生活保護法施行事務監査について」(昭和三十五年四月七日社発第二二〇号厚生省社会・援護局長通知)は、平成六年三月三十一日をもって廃止された。

平成六年度における生活保護指導監査方針等については、本年三月二日及び三日に開催された都道府県・指定都市社会福祉関係主管課長会議、生活保護関係係長会議において、その内容を示すとともに前述の通知をもって具体的な取り扱いが示されたところであるが、以下、その概要について説明する。

第一 基本方針

近年、被保護世帯の九〇%以上は高齢者世帯、傷病・障害者世帯等の要援護世帯で占められており、特に、単身高齢者世帯の占める割合が年々増加している。これらの多様なニーズを抱える世帯に対しては、生活保護の運営実施上においてケース処遇の充実を図ることが重要である。また、これらの要援護世帯には在宅福祉サービスをはじめとする他法他施策等の活用

を図ることも大切である。

また、生活保護の不正受給が依然として跡を絶たない状況にあり、平成四年度においては一九五一件の不正受給が発生しており、さらに、会計検査院による検査においても、稼働収入の無申告、過少申告あるいは年金収入の無申告等の不正受給が八件指摘されている状況にあり(表1参照)、生活保護の適正実施の推進について特に配慮する必要がある。

一方、近年の保護率の低下等により、ケースワーカーの人員が少なく、小規模福祉事務所が増加しており(表2参照)、このような小規模福祉事務所においては査察指導員に生活保護の現業経験のない者、

あるいは社会福祉主事の資格のない者が配置される傾向が認められ（表3参照）、また、ケースワーカーにも現業経験一年未満の者、あるいは社会福祉主事の資格を持たない者が多いことが認められる。さらに、都道府県の指導監査におけるケース検討結果による指摘率も小規模福祉事務所ほど高くなっている傾向が認められる。従って、これらの小規模福祉事務所に対しては、生活保護制度の実施水準の維持向上のため、福祉事務所の現業の実務研修、ケース研究会の実施あるいは他法他施策等の研修会等について特段の配慮がなされるよう指導援助するとともに、平成六年度に創設（予定）する「福祉事務所警察指導機能支援事業」（表4参照）への積極的な取り組み等指導の充実強化を図る必要がある。

以上のような背景のもと、平成六年度の生活保護の指導監査に当たっては別紙1「都道府県・指定都市が行う指導監査の主眼事項及び着眼点」及び別紙2「都道府県・指定都市が行う指定医療機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼

点」に留意の上、実施するよう配意願いたい。

なお、指導監査の実施に当たっては、画一的、平板的な監査を避け、単に個々の問題点の指摘を行うことにとどまらず、問題点を生じさせている根本的な要因を明らかにし、これを是正改善させるような指導援助を行うように努める必要がある。さらに、問題点を多く抱える福祉事務所に對しては、必要に応じて指導監査に本庁課長等の参画のもとに、特別監査あるいは特別指導監査を実施するとともに、長年にわたり問題事項の是正改善が図られない福祉事務所に對しては、これが是正改善について本庁が直接に進行管理を行う等問題点に応じて重点的かつ継続的に指導する必要がある。

第二 生活保護法施行事務監査について

一 重点事項

(1) 要援護世帯に対する指導援助の充実

要援護世帯のケース処遇に当たっては、世帯のニーズを的確に把握し、個々の実情に即したケース処遇を行う必要があることから、指導に当たっては特に次の点に留意願いたい。

ア 高齢者世帯については、単身世帯も多く多様なニーズを抱えていることから、家庭訪問により的確にそのニーズを把握のうえ、生活保護の実施面でのキメの細かい指導援助を行うとともに、高齢者担当部局等関係機関との連携のもとに、在宅福祉サービス及び老人保健事業等の積極的な活用についての指導援助を進める必要がある。

イ 傷病・障害者世帯については、関係機関等の協力を得ながら効果的な指導援助を進める必要がある。特に、精神障害者及びアルコール依存症者等処遇上の困難な問題を有するケースについては、ケースワーカーのみの対応では困難な事例が多いことからケースワーカー任せとすることなく、福祉事務所として組織的な対応と関係機関との連携のもとに効果的な指導援助を進める必要がある。

ウ 母子世帯については、母子相談員、学校等関係機関との連携により子供の健全育成を図るとともに、児童扶養手当等他法他施策を活用し、自立助長の観点から指導援助を進める必要がある。

(2) 保護の適正実施の推進

平成五年度に厚生省が実施した都道府県・指定都市に対する指導監査の結果は前年度と同様に、扶養関係、病状把握及び就労指導関係並びに訪問調査活動関係等の基本的な事項に問題が認められたところであるので（表5参照）、この点に着目した指導監査を行う必要がある。

また、特に適正な保護の実施を行うために必要な関係先調査やケースに対する指導指示が必要と思われるにもかかわらず、①保護の受給要件を確認するための調査に必要な同意書の徴取がなされていない事例及び申告内容の適否の確認のための関係先調査あるいは暴力団関係者ケースについての警察等関係機関照会による実態の把握が不十分な事例、②被保護者の自

動車の保有状況の確認、保有要件の審査が不十分な事例及び保有が認められないケースに対する処分指導が不徹底な事例等が認められた。

については、保護の適正な実施と被保護世帯の自立助長を推進するため、届出義務の履行、関係先及び扶養能力等の調査、稼働年齢層の者に対する就労指導等の適正化対策を重点的に行う必要がある。で、指導監査に当たっては特に次の点に留意願いたい。

ア 保護の受給要件を確認するための調査に必要な同意書が適切に徴取されているかを精査する必要がある。また、申告内容の適否を確認するための関係先調査が行われているか否かも適正実施の確認の重要なポイントである。特に、預貯金については公共料金の振込み等を行っている通帳の提示があれば、関係先調査を行わない取扱いをし、同意書も徴取していない福祉事務所も一部認められる。関係先調査が保護の受給要件を確認する上で、極めて重要であることを周知徹底し、保護開始時には

要保護者の生活歴からみて明らかに収入又は資産がないと判断される者を除き、原則として全てのケースについて同意書を徴取し、生活圏内の生命保険会社、金融機関等可能な範囲について関係先調査を積極的に実施するよう指導の徹底を図る必要がある。

イ 被保護者の自動車の保有状況については、陸運事務所、自動車税担当機関等の関係先調査、さらには民生委員の協力等により把握し、保有要件の審査、維持費の確認を行うとともに、保有が認められないケースに対する処分指導等が適切に行われているかを否かを十分吟味する必要がある。特に、長期間口頭による処分指導のみというケースが多いことから、その処分指導については処分期限を付した文書による指示を行い、指示に従わない場合は保護の停止の措置も検討する等指導の徹底を図る必要がある。

ウ 暴力団関係者ケースについては、警察等関係機関へ照会を行うとともにケースに対する必要な指導指示が徹底されているか否かと

いうことを留意してケース検討を行うことが肝要である。特に、暴力団関係者ケースに対する保護の適用については、家庭訪問による生活実態の把握及び関係先調査を徹底するとともに、警察等関係機関と密接な連携を図り、厳正に対処する必要がある。

二 主眼事項等

(1) 保護の適正実施の推進

ア 保護の相談・申請・開始段階における助言指導及び調査の徹底

面接相談時における懇切丁寧な対応と適切な助言指導に配慮するとともに、保護の受給要件を確認するための調査に必要な同意書の適切な徴取及び関係先調査の徹底に努めるよう指導する必要がある。

イ 保護受給中における指導援助の推進

ロ 権利、義務の周知徹底及び資産・収入の把握
被保護者に対し生活保護制度の権利、義務について保護のしおり等の活用により周知徹底を

行うとともに、収入申告書の定期的な徴取を行うよう指導し、提出された申告書はその内容の妥当性を検討し、必要に応じて関係先調査を実施する等適正な収入認定の実施を行うよう指導する必要がある。

また、被保護者の自動車の保有状況の確認、保有要件の審査及び保有が認められないケースに対する処分指導等を適切に行うよう指導する必要がある。

(イ) ケースの実態に即した処遇方針の樹立と計画的な訪問活動等の推進

個々のケースの実態に即した具体的な処遇方針を樹立させるとともに、ケースの実態が変化した場合には適時適切な見直しを行うよう指導する必要がある。特に高齢者世帯については必要なニーズを踏まえたケースの処遇方針を樹立するよう指導する必要がある。

また、高齢者世帯等のケースの実態等に即した適切な訪問格付及び訪問計画を策定し、計画に沿った確実な訪問調査活動を

実施するよう指導する必要がある。福祉事務所によっては稼働年齢層のみに重点を置いた訪問格付を行っているところもあるが、高齢者世帯等の多くのニーズを抱えるケースについては、生活保護サイドからのキメの細かいケース処遇、あるいは在宅福祉サービスの積極的な活用を図る等の面から訪問格付を見直すことも必要である。

(ウ) 稼働年齢層の者のいるケースに対する指導援助の推進
稼働年齢層で就労していないケースについては、就労阻害要因を的確に把握し、就労が可能な者については自立を助長するため関係機関と連携し、積極的な指導援助を行うよう指導する必要がある。

ウ 不正受給防止対策等の推進
収入申告の内容に疑義のあるケースについては、関係先調査による内容審査を徹底するとともに、収入申告書の提出について実施機関の指示に従わないケースに対しては、文書指示を実施する等厳正に対処する必要がある。不正受給

が発生した場合は、発生経過と発生要因の分析をするともに、不正受給の再発防止対策の推進に努めるよう指導する必要がある。

また、暴力団関係者ケースについては、暴力団活動への参加状況について警察等関係機関に照会することは勿論のこと、病状等の的確な把握及びケースへの自立への重点的な指導が必要である。

(2) 要援護世帯に対する指導援助の充実

ア 高齢者世帯については、多様なニーズを抱えていることから、関係機関との十分な連携のもとに在宅福祉サービス及び老人保健事業等の積極的な活用についての指導援助を進める必要がある。

イ 傷病・障害者世帯については、関係機関等の協力を得ながら効果的な指導援助を進める必要がある。特に精神障害者及びアルコール依存症者等処遇上の困難な問題を有するケースについては、関係機関との連携及び嘱託医の活用を図るとともにケースに対しては、組織的に対応する等効果的な指導援助

を進める必要がある。

ウ 母子世帯については、母子相談員、学校等関係機関との連携を図るとともに、児童扶養手当等他法他施策を活用し、自立助長の観点からの指導援助を進める必要がある。

(3) 組織的な運営管理の推進

ア 計画的な運営管理の推進
福祉事務所が抱える生活保護の運営実施上の問題点を理事者等に理解させるとともに福祉事務所が取り組むべき問題点、対処方針を具体的に盛り込んだ運営方針及び事業計画を策定し、これに向けて全職員が一丸となって組織内に取組むよう指導する必要がある。

イ 査察指導機能の充実
問題点を多く抱える福祉事務所においては、査察指導員による訪問調査活動の進行管理及びケース審査が不十分な場合が多い。従って、査察指導員は訪問調査活動の進行管理及びケース審査を徹底するとともにケースワークに対する助言指導及び処遇困難なケースに対する同行訪問を積極的に行う

など査察指導機能の充実強化を図るよう指導する必要がある。

ウ 実施体制の確保

ケースの処遇及び事務処理等に支障をきたさないようケースワーカー、査察指導員等についてその適正な職員配置に努めるとともに、専任の面接相談員の配置など面接相談体制の確保について指導する必要がある。

特に、生活保護の適正実施を進めるためには関係職員の所要配置数を確保することが肝要であり、被保護世帯の増加傾向にある福祉事務所においては、ケースワーカー及び査察指導員が不足することのないよう保護動向等を加味した職員配置について特に配慮するよう指導する必要がある。

三 指導監査に当たつての留意事項等

生活保護法施行事務についての指導監査は、市町村及び福祉事務所における生活保護の運営実施の適否を関係法令及び取扱指針等に照らし、個別かつ具体的に検討して、要保護世帯の適切な処遇を確

保し不適正なケース事例については必要な是正改善の措置を講ずることによって、生活保護行政の適正かつ効率的な運営を確保することを目的とするものである。指導監査に当たっては、別紙1「都道府県及び指定都市が行う指導監査の主眼事項及び着眼点」に基づき、指導監査を実施するよう努められたい。

なお、「主眼事項及び着眼点」については、実施機関の実態に応じ、適宜追加して差し支えないものである。

また、指導監査の実施に当たっては、特に次の点に留意し、計画的・効率的に行う必要がある。

ア 高齢者世帯及び傷病・障害者世帯等の多様なニーズを抱えた要援護世帯が増加傾向にあり、このような世帯に対し、キメ細かな配慮がなされた処遇が確保されているか。

イ 稼働収入の無申告、過少申告及び各種年金の無申告等による不正受給が発生していることから、不正受給防止のための対策が講じられているか。

ウ ケース審査及び訪問調査活動の進行管理が不十分な点が見受けられるので、査察指導機能が十分発揮され、組織的な対応が図られるような体制が確保されているか。

(一) 監査の実施方式
(1) 監査の実施方式
監査の実施方式は次によるものとする。

なお、必要に応じ、監査後の状況を確認するための確認監査を行う必要がある。

ア 一般監査

一般監査は年間の計画に基づき、福祉事務所における生活保護行政事務全般について行うものであり、原則として全福祉事務所に対し、実地に年一回実施する必要がある。

また、ケース検討は当該福祉事務所の全ケースの概ね一割を目途に実施することとし、その選定に当たっては、次のケースを重点に行うとともに、実地調査はできるだけ多く行い、ケースの実態を的確に把握するよう努める必要がある。

① 稼働年齢層の者のいるケース
② 新規開始後一年未満のケース

③ 高齢者等多様なニーズを有するケース

④ 暴力団関係者等ケース（全ケースを対象とする。）

⑤ 前年度監査において指摘したケースのうち未措置ケース

イ 特別監査

特別監査は、福祉事務所において特定の事項に問題がある場合及び保護動向等に特異な傾向を示した福祉事務所に対し重点的に実施する必要がある。

ウ 特別指導監査

特別指導監査は、重点的に指導する必要がある福祉事務所を選定して実施し、この場合のケース検討はケース総数の約二割について重点的に実施するものとする。

(2) 監査班の編成等

監査班は、監査吏員二名以上をもって編成するものとし、特に重要な問題が予想される福祉事務所の監査に当たっては、主管課長が直接その指揮に当たるよう配慮する必要がある。

(3) 監査実施計画の樹立等

都道府県及び指定都市は毎年度当初にその年度の監査の実施計画を樹立する必要がある。実施計画を策定するに当たっては、前年度において実施した監査結果に現れた問題点及び最近における保護動向等を勘案して監査の主眼事項を定め、計画的かつ効率的実施について十分留意する必要がある。

(4) 監査結果の通知及び是正改善の確認

指導監査の実施に当たっては、各福祉事務所ごとの問題点について実地に講評の上、帰庁後速やかに文書をもって通知し、是正、改善について報告を求める必要がある。

また、改善を要する事項の指摘は具体的にを行うとともに、併せて改善方策についても指導するとともに、短期間に解決が困難な事項については年次改善計画を立てさせ、継続的に指導する必要がある。

さらに、指摘を行った問題点に対する是正改善結果については、期限を付して報告させるとともに、必要に応じ係員を派遣してその改善状況を確認する必要がある。

第三 指定医療機関に対する指導及び検査について

指定医療機関に対する個別指導の実施に当たっては、管下実施機関に対する指導監督等を通じて把握した医療運営上の問題点・指定医療機関ごとの医療給付の傾向等を踏まえ、別紙2「都道府県及び指定都市が行う指定医療機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点」に基づき効果的な個別指導を実施するよう努められたい。

また、医療扶助運営要領に照らし、検査の実施についても遺憾のないよう留意する必要がある。

なお、「主眼事項及び着眼点」については、地域の実情に応じ、適宜追加して差し支えないものである。

別紙一 都道府県及び指定都市が行う指導監督の主眼事項及び着眼点

主眼事項	着	眼	点
1 保護の適正実施の推進	1 面接相談時における適切な対応と事務処理	(1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。	(1) 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定める権利、義務の周知徹底は図られているか。
(1) 保護の相談、申請開始段階における助言、指導及び調査の徹底	(2) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。	(3) 他法他施策活用についての助言、指導は、適切に行われているか。	(4) 相談内容、指導結果が面接記録票等に記録され、所長等幹部職員まで決裁されているか。
	(5) 保護申請書の処理及び保護金品の支給は迅速に行われているか。		
2 保護開始時における調査の徹底			

- 保護開始時における調査の状況
 - 保護の申請書、資産申告書（不動産、貯金、生命保険、自動車等）及び収入申告書（稼働収入、年金等）の内容は、審査資料等に基づき十分審査されているか。
 - また、関係先調査等によって確認されているか。
 - 受給要件を確認するための調査に必要な同意書が適切に徴取されているか。
 - 病状等が的確に把握されているか。また、必要に応じ検診命令等が活用されているか。
 - 扶養義務履行の指導状況
 - 扶養義務者（特に生別母子世帯の前夫及び転出した子）の居所、世帯構成、職業等の生活実態及び収入、資産等を把握するための扶養能力調査は行われているか。
 - 扶養義務者が管内又は近隣の市町村に居住しており、ある程度の扶養が期待できるときには、実地に調査されているか。
 - 扶養義務照会に対して未回答となっているケースの処理は適切に行われているか。
 - 扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への調停又は審判の申立てについて指導は行われているか。
- 関係機関等との連携
 - 関係部局、民生委員、保健所、身体障害者更生相談所、児童相談所、婦人相談所、医療機関等との連携は円滑に行われているか。
 - 郡部福祉事務所においては、高齢者及び身体障害者等の処遇について町村との連携は十分とられているか。

また、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底が図られる指導が行われているか。

2 資産及び収入の把握

(1) 資産の把握

ア 資産（不動産、貯金、生命保険等）の申告内容は、関係先調査等により的確に把握されているか。

また、資産の申告内容に変化はないか。

イ 資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。

ウ 自動車の保有状況が関係先調査等により的確に把握され、保有要件の審査及び処分指導がそれぞれ適切に行われているか。

(2) 稼働収入の把握

ア 収入申告書は、定期的に徴取されているか。その際、給与証明書等審査資料は添付されているか。

イ 収入申告書及び給与証明書等審査資料の内容審査（稼働日数、給与額等）は、適切に行われているか。

(3) 稼働収入以外（年金、保険金、補償金、仕送り等）の収入の把握

ア 収入申告書は適切に徴取されているか。

イ 年金、保険金等の受給資格の有無及び受給金額は、社会保険事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。

また、通算老齢年金を受給している場合、通算の対象となつた他の年金の受給の状況は的確に把握されているか。

ウ 仕送り額等は、的確に把握されているか。

(4) 扶養義務者に対する扶養能力調査は必要に応じ適切に実施されているか。

1 ケースの実態に即した処遇方針の樹立と計画的な訪問調査活動等の推進

1 処遇方針の設定

(1) ケースの実態に即して世帯主及び世帯員についての処遇方針が的確に樹立されているか。

また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等の処遇方針は、個々のケースの実態及び在宅福祉サービスの活用等を踏まえた適切なものとなっているか。

(2) 処遇方針は、ケースの実態の変化に即して適切に見直しが行われているか。

されているか。また、処遇困難ケース等については、ケース診断会議等で組織的に検討されているか。

2 訪問計画の設定

(1) ケース格付基準は、ケースの実態、訪問調査活動の必要性に即して適切に策定されているか。

また、訪問格付基準の設定に当たっては、多様なニーズを抱える高齢者世帯等への指導援助の必要性が配慮されたものとなっているか。

(2) 個別のケースに対するケース格付は、ケースの実態、訪問調査活動の必要性に応じて適切なものとなっているか。

また、ケースの実態の変化に応じて適時適切な見直しが行われているか。

(3) 訪問計画は、ケース格付に基づき適切に策定されているか。

3 訪問調査活動の状況

(1) 訪問調査活動は、概ね計画どおり実施されているか。

特に、長期間未訪問又は計画に比べ実施回数が少ないケースはないか。

(2) 臨時訪問は、ケースの状況変化に応じて適切に実施されているか。

(3) 目的をもって訪問調査活動を行っているか。

また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、在宅福祉サービスの活用等必要な指導援助が行われているか。

(4) 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行い、適切な指導援助が行われているか。

(5) 面接すべき者の不在が続くなどの場合には、訪問方法を工夫する等適切な対応措置がとられているか。

また、その実態を把握するため民生委員等の活用が図られているか。

(6) 長期にわたつて来所による面接が続く訪問調査活動が行われていないケースはないか。

(7) 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。

ウ 稼働年齢層の者のいるケースに対する指導援助の推進

れているか。

- 1 就労阻害要因の把握
(1) 稼働年齢層であつて就労していないケースについては就労阻害要因が的確に把握され、必要な指導援助が適切に行われているか。
傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否等については、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じ検診命令等により的確に把握されているか。
(2) 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況、入所条件等が勘案され、適切に行われているか。

2 自立助長の指導状況

- (1) 稼働能力の活用等自立を助長するための指導、援助は、自立更生計画書、求職活動状況報告書の提出等の指導により積極的に行われているか。
(2) 稼働能力の活用についての指導又は指示は、必要に応じ、法第27条による文書指示により徹底されているか。
また、指導又は指示に従わない場合には、保護の停廃止等の措置は適切に行われているか。
(3) 稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、就労日数、時間、収入等が少くない者に対し、転職を含む増収指導が行われているか。
(4) 自立助長選定ケースは、稼働能力の活用を指導する必要があるケースを中心に選定し、自立に向けて積極的かつ重点的に指導援助が行われているか。
(5) 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は十分行われているか。

(3) 不正受給防止対策等の推進

1 不正受給等の取扱い

- (1) 収入申告内容の確認等の状況
ア 収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。
また、必要に応じ勤務先、税務官署等関係先調査は適切に行われているか。
イ 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して、正当な理

2 要援護世帯に対する指導援助の充実

- 由もなく従わない場合は、法第27条による文書指示等の措置が行われているか。
ウ 定期的な訪問調査活動により、生活実態が把握されているか。
(2) 不正受給ケースに対する措置
ア 不正受給については、法第78条により厳正に措置されているか。また、悪質なケースについては、告発等が行われているか。
イ 不正受給の原因分析及び再発防止対策は適切に講じられているか。

2 暴力団関係者ケースに対する調査、指導

- (1) 暴力団関係者ケースについては、警察署等関係機関への照会により的確に把握されているか。
(2) 資産、収入、生活歴、現在の生活実態（病状、稼働状況等）は、的確に把握されているか。
(3) ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針が明確にされ、組織的に取り組んでいるか。また、受給要件は常時見直されているか。
(4) 自立更生計画書は必要に応じ徴収されているか。
(5) 警察署等関係機関とは常時連携ができる体制が確保されているか。なお、暴力行為等があった場合は、速やかに警察署へ通報する等の措置が行われているか。

1 個別具体的な指導援助の充実

- (1) 高齢者、傷病・障害者世帯に対する指導援助の状況
ア 要援護世帯のニーズに応じ、ホームヘルプサービス事業、デイサービス事業等の在宅福祉サービス、老人訪問看護制度、老人保健施設等の老人保健事業及び社会福祉施設の活用等は図られているか。
イ ケースに対する支援のため民生委員、近隣住民等の協力、連携が確保されているか。
ウ 年金等の受給の可否等について検討し、関係機関に対して協力を求めているか。
エ 高齢者、障害者等がある世帯について、必要な生活環境等

3 医療扶助の適正運営の確保

1 医療扶助受給者に対する指導援助の状況

- (1) 被保護者の病状は、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により的確に把握され、その結果に基づき就労指導、療養指導等が適切に行われているか。
(2) 長期入院患者、長期外来患者の実態を把握し、必要な指導援助は行われているか。
(3) 医療機関の選定は、真にやむを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関となっているか。
(4) 同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認、密査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導が行われているか。

2 レセプトの点検、活用状況

- (1) レセプトは、個別ケースごとに直近6か月程度は編みつけられ、療養指導等常時活用できる状態となっているか。
また、病状の把握、療養指導等に際し、ケースワーカー、査察指導員、嘱託医等により適時レセプトが活用されているか。

3 看護給付等の状況

- (1) 看護給付
ア 看護給付の要否は、患者の病状、看護の実態について事前に指定医療機関の実地調査に基づき検討されているか。
イ 看護形態（1人付、2人付、3人付）の妥当性は検討されているか。
ウ 看護の承認期間、看護担当者資格要件の妥当性は検討されているか。
エ 長期間継続して看護給付が行われている患者について、看護の要否、他法他施策の活用等は検討されているか。

- (2) 移送給付
ア 移送給付は、申請に基づき行われているか。
また、通院証明書及びレセプト等により事実確認は行われているか。
イ 移送手段は、最も経済的な方法で行われているか。
なお、タクシーを使用する場合は、医師の診断に基づき、歩行困難と認められた者等真にやむを得ない者に限って行われているか。

- (3) 移送給付は、現物給付を原則として行われているか。
ウ 入院患者日用品費等給付
入院患者日用品費及び障害年金等の累積金が把握され、加算等の調整が適切に行われているか。
(4) 施術、治療材料給付
あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。

4 嘱託医等の配置及び活動状況

- (1) 嘱託医は週1回程度の所内勤務が確保されているか。
(2) 医療扶助の要否及びケース処遇に当たって、嘱託医等の専門

的かつ技術的意見が聴取されているか。 (3) ケースワーカー等の医学知識の研修に当たって嘱託医等が効果的に活用されているか。	5 本庁協議状況 医療の給付の要否、処遇方針の決定に当たっては、医学的見地からみて疑義のあるものについて本庁協議が行われているか。	6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況 患者の病状等に応じ、精神保健法、結核予防法等の活用について、保健所等関係機関との連携が十分図られているか。	4 組織的な運営管理の推進 (1) 計画的な運営管理の推進	1 理事者等の現状認識 (1) 理事者及び所長等は、保護制度の運営についてその実態を掌握し、基本的問題についてその対応策を具体的に講じているか。 (2) 理事者及び所長等は、職場環境の改善及び職員の士気高揚に努めているか。 2 運営方針及び事業計画の策定等の状況 (1) 生活保護の運営方針は、ケースワーカー等関係職員が参画して当該地域の実情、保護の動向、福祉事務所の抱える問題点及び指導監査結果等を十分踏まえた上で策定されているか。 また、問題点に対する具体的な改善策が盛り込まれているか。 (2) 事業計画は運営方針に基づき具体的かつ実行可能なものとなっているか。 また、関係職員に周知されるとともに、進捗状況が定期的に確認され必要な措置がとられているか。 3 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施状況 当面する課題及び指導監査結果に基づく指導事項又は指示事項を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているか。
--	---	---	---	---

るか。 また、効果測定はされているか。	4 ケース診断会議の活用状況 (1) ケース診断会議は、処遇困難ケースの処遇方針を樹立する場合等必要に応じ速やかに開催されているか。 また、所長等幹部職員が出席しているか。 (2) 会議経過は記録されているか。 また、会議結果等を踏まえ具体的な取組が行われているか。	1 訪問計画の進行管理等 (1) ケースの実態に即した処遇方針、訪問計画の樹立、訪問調査活動の実施についての助言、指導は適切になされているか。 また、ケースの実態の変化に応じて、その見直しに対する助言、指導が適切に行われているか。 (2) 長期間未訪問ケース等について、ケースワーカーに対して必要な指導を行っているか。	2 ケース審査及び助言、指導 (1) ケースの処遇内容について、ケースワーカーに必要な助言、指導を適切に行っているか。 特に、新任のケースワーカーに対し、実務指導、接遇等について特別な配慮がなされているか。 (2) ケースワーカーに助言、指導した事項についての進行管理は適切に行われているか。	3 処遇困難ケースへの対応 処遇困難ケースについては、査察指導員が同行訪問を行う等により、その実態を把握し適切な処遇を行うよう指導しているか。 1 職員の配置状況 (1) 査察指導員、ケースワーカーは充足されているか。 (2) 査察指導員は原則として生活保護業務経験者等で、適切な助言、指導ができる者となっているか。 (3) ケースワーカーの大半が異動すること等によってケースの処
-----------------------------------	--	---	--	--

遇、事務処理等に支障を来していないか。	2 面接相談体制の状況 (1) 専任面接相談員が配置されているか。 (2) 専任面接相談員の配置が困難な場合にあつては、査察指導員とケースワーカーの複数面接制の採用など面接相談体制が確保されているか。	3 研修の実施状況 (1) 新任職員、中堅職員等職員の経験年数に応じて生活保護制度の概要、実務、他法他施策等の職場における研修が適切に行われているか。 (2) ケース研究会等職場内研修は適切に行われているか。 (3) 県外研修の実施等、研修内容には工夫がこらされているか。	4 経理事務の処理状況 (1) 保護金品の支給手続及び支給方法は、関係法令等に照らし適切なものとなっているか。 (2) 保護金品の支給については、定期的又は随時に関係帳簿との照合、点検を行っているか。 (3) 法第63条による返還額の決定に当たり、その一部又は全部の返還を免除する場合は、個別の必要性が十分検討されているか。 また、免除理由及びその内容は明確にされているか。 (4) 法第63条による返還金及び法第77条又は第78条による徴収金の債権管理は適切に行われているか。	5 ケース記録等事務処理の管理状況 (1) ケース記録等個人的事情に係る情報資料については、秘密が厳守されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われているか。 (2) 関係先照会等に係る決裁文書等の処理について、内容審査、点検等の管理が適正に行われているか。	6 その他 (1) 訪問用自動車等の機動力は整備されているか。
----------------------------	---	--	---	--	---

(2) 特殊勤務手当は、妥当な額が支給されているか。	別紙二 都道府県及び指定都市が行う指定医療機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点	主眼事項	着眼点	医療扶助受給者に対する適切な処遇の確保
				1 医療扶助に対する理解の状況 (1) 生活保護制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱いが十分理解されているか。 (2) 診療報酬の請求は適切に行われているか。 (3) 精神保健法等其他法の取扱いについて配慮されているか。 2 医療扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況 (1) 保護の実施機関との協力は、円滑に行われているか。 (2) 医師、看護婦等医療従事者は、確保されているか。 (3) 診療録の記載及び保存は、適切に行われているか。 (4) 診療内容からみて、医療要否意見書は適切に記載されているか。 (5) 長期入院、長期外来患者に対する療養指導は、適切に行われているか。 (6) 看護給付の取扱いは、適切に行われているか。 (7) 入院患者日用品費等の取扱いは、適切に行われているか。

表2 被保護世帯規模別福祉事務所の推移

被保護世帯規模別	平成元年3月現在		平成3年3月現在		平成5年3月現在	
	事務所数	構成比	事務所数	構成比	事務所数	構成比
100以下	199カ所	16.9%	229カ所	19.4%	248カ所	20.8%
101～200	259	21.9	269	22.8	276	23.2
201～500	333	28.2	327	27.7	329	27.6
501以上	389	33.0	357	30.0	338	28.4
計	1,180	100.0	1,182	100.0	1,191	100.0

資料：生活保護施行事務監査資料

表3 現業員規模別福祉事務所の状況

現業員規模別	事務所数	査察指導員数	現業経験のない者の割合		現業員数	現業経験1年未満者の割合		無資格者の割合
			無資格者の割合	無資格者の割合				
3人以下	425人(35.7%)	443人	43.3%	20.1%	1,042人	27.8%	25.5%	
4人～7人	367 (30.8)	471	28.0	13.2	1,948	25.5	15.9	
8人以上	399 (33.5)	1,236	21.1	8.7	6,894	19.6	16.0	
計	1,191 (100.0)	2,150	22.6	12.0	9,884	21.6	17.0	

資料：生活保護施行事務監査資料

表1 会計検査院から指摘を受け、国会報告事項となった事例

検査対象県 25都道府県、127事業主体
指摘県数 5都府県、7事業主体(8ケース)

県別	世帯構成	保護受給期間	指 摘 の 内 容	申告による収入認定額	実際の収入額による要収入認定額	収入認定していなかった金額	国庫返還額(時効消滅分を除く)
A県	主(41)妻(39)母(80)長男(13)二男(11)	61.5～5.6(廃止)	(主)高速道路通行料徴収請負会社勤務していたが給与収入を無申告(平成2.3～5.5)	千円 2,282	千円 11,596	千円 9,313	千円 5,438
同上	主(52)長女(15)	63.10～継続	(主)新聞店に勤務していたが給与収入を無申告(63.10～平成5.5)	0	12,026	12,026	5,944
B県	主(35)妻(33)長男(9)二男(6)三男(3)四男(0)	59.12～5.1	(主)溶接会社に勤務していたが、虚偽の給与明細書を作成し給与所得を過少申告(平成元.9～4.12)	6,000	10,662	4,661	3,464
C県	主(48)長男(20)長女	54.3～継続	(主)製本会社に勤務していたが、虚偽の給与明細書を作成して給与所得を過少申告(63.3～平成5.6)	4,365	11,535	7,169	3,969
D県	主(44)長男(11)妻(36)二男(8)長女(18)二女(17)三女(13)	52.4～5.5(停止)	(主)建設会社のトラック運転手として勤務していたが給与収入を過少申告(平成元.6～5.4)	6,397	17,577	11,179	4,511
同上	主(53)妻(47)	40.12～5.6	(妻)看護婦として勤務していたが給与収入を過少申告(63.5～平成5.5)	752	18,810	18,057	8,467
C県	主(82)長男(54)	59.3～継続	(主)国民年金及び厚生年金(通算老齢年金)を受給していたが、そのうち国民年金(老齢年金・59.3～平成5.6)による所得を無申告	0	3,038	3,038	2,230
E県	主(68)	57.8～継続	(主)国民年金及び厚生年金の通算老齢年金を受給していたが、そのうち厚生年金(通算老齢年金・平成元年9月受給)による所得を無申告	0	3,912	3,912	2,873
合計	8ケース			19,799	89,336	69,536	36,900

表5 ケース検討結果の状況

		厚 生 省 分	都道府県・指定都市分	合 計
ケース検討数(A)		6,194	59,346	65,540
指導・指示数(B)		1,374	9,445	10,819
指導・指示率(B/A)		22.2	15.9	16.5
指 導 ・ 指 示 事 項	処遇方針の樹立等	(4.3) 78	(4.7) 577	(4.6) 655
	資産の把握・活用	(6.1) 112	(6.7) 824	(6.6) 936
	扶養義務調査	(20.1) 367	(14.9) 1,822	(15.6) 2,189
	他法他施策の活用	(9.6) 176	(11.7) 1,434	(11.4) 1,610
	最低生活費の算定	(1.6) 29	(3.9) 480	(3.6) 509
	収入認定	(8.6) 157	(12.5) 1,536	(12.0) 1,693
	病状把握	(16.8) 308	(15.2) 1,861	(15.5) 2,169
	稼働能力の活用	(3.9) 72	(5.2) 632	(5.0) 704
	指導指示の徹底	(8.7) 160	(7.9) 963	(8.0) 1,123
	訪問による実態把握	(15.5) 283	(12.2) 1,496	(12.6) 1,779
その他	(4.8) 88	(5.2) 634	(5.1) 722	
計		(100.0) 1,830	(100.0) 12,259	(100.0) 14,089

表4 福祉事務所査察指導機能支援事業実施要綱(案)

- 1 目 的

近年の保護率の低下等により、現業員数が少数の小規模な福祉事務所が増加傾向にあり、かつ、このような小規模福祉事務所においては査察指導員、現業員の大半が生活保護の現業経験のない者が配置されるといった傾向が認められ、所内での実務指導等が十分に図られないため生活保護の運営実施に支障をきたしている状況にある。このため、これらの小規模福祉事務所を重点に都道府県・指定都市本庁が実務指導及び査察指導機能の充実強化指導を行うことにより保護の実施水準の維持向上を図る。
- 2 実施主体

都道府県・指定都市
- 3 対象福祉事務所

小規模等のため生活保護の実務及び査察指導機能が弱体化している福祉事務所
- 4 事業の内容
 - (1) 集合事務指導

対象福祉事務所の査察指導員、現業員を集めて生活保護の運営実施についての研究協議、研修等を実施し、必要な助言指導を行う。
 - (2) 実地指導

対象福祉事務所に対して、本庁指導職員等及び医師等の専門家が定期的に巡回し、具体的にケース処遇及び福祉事務所の運営管理について助言指導を行う。

 - ① 現業員に対する訪問調査活動等の実務についての実地指導
 - ② ケース診断会議、ケース審査等についての助言指導
 - ③ 対象福祉事務所の問題点に応じた専門的な情報の提供及び助言指導